



2025 年 6 月 26 日

各 位

会社名 乾汽船株式会社
代表者名 代表取締役社長 乾 康之
(コード番号：9308 東証スタンダード)
問合せ先 総務部長 八島 弘尚
(TEL. 03-5548-8613)

当社役職員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025 年 7 月 25 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 49,217 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 1,209 円
(4) 処 分 総 額	59,503,353 円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	取締役 6 名 36,827 株 従業員 30 名 12,390 株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2018 年 5 月 11 日開催の取締役会において、当社の取締役に対する企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度①」といいます。）を導入することを決議し、また、2018 年 6 月 22 日開催の第 98 回定時株主総会において、同制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、取締役に対して、年額 60 百万円以内（うち、社外取締役分は 10 百万円以内）の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として 5 年間とすることにつき、ご承認をいただいております。また、当社は、当社の従業員に対しても、譲渡制限付株式報酬及びこれにより発行又は処分される当社の普通株式の総数に係る制限並びに譲渡制限期間を除き、本制度①と同内容の譲渡制限付株式報酬制度（以下、本制度①と併せて「本制度」といいます。）を導入しております。

対象となる当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）は、2025 年 6 月 26 日開催の取締役会決議（以下「本決議」といいます。）に基づき、当社の取締役及び従業員のうち、当社が定める者（以下「割当対象者」といいます。）に対して、本制度に基づき、自己株式の処分を通して付与されるものです。

本制度に基づき、割当対象者は、当社に対する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、本割当株式を引き受けることとなります。なお、本制度による本割当株式の付与に当たっては、当社と割当対象者との間で、①当該割当対象者は一定期間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が本割当株式を無償で取得すること等の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。そのため、本割当株式は、法人税法第 54 条第 1 項及び所得税法施行令第 84 条第 1 項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

割当対象者との間で締結する譲渡制限付株式割当契約の概要は、下記「(本割当契約の概要)」のとおりです。今回は、当社グループの企業価値の持続的な向上と株主の皆様との一層の価値共有を中期に亘って実現するため、譲渡制限付株式報酬として、金銭報酬債権合計 59,503,353 円（うち、社外取締役を除く取締役分は 40,519,635 円、社外取締役分は 4,004,208 円、従業員分は 14,979,510 円）、普通株式 49,217 株（うち、社外取締役を除く取締役分は 33,515 株、社外取締役分は 3,312 株、従業員分は 12,390 株）を付与することとしました。

また、譲渡制限期間につきましては、取締役は 5 年間、従業員は本制度を広く活用させるために 2 年間としております。

3. 本割当契約の概要

- (1) 譲渡制限期間 取締役 2025 年 7 月 25 日～2030 年 7 月 24 日
従業員 2025 年 7 月 25 日～2027 年 7 月 24 日

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除します。

- (3) 譲渡制限期間中に、任期満了又は定年その他正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

割当対象者が、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由（ただし、割当対象者の死亡による退任又は退職の場合を除く）により退任又は退職した場合には、割当対象者の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除します。割当対象者の死亡による退任又は退職の場合は、取締役については、当該取締役の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、従業員については、当該従業員の死亡後、当社が別途決定した時点をもって譲渡制限を解除します。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

取締役は、退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、当該取締役の職務執行開始日を含む月から当該退任又は退職した日を含む月までの月数を 12 で除した数（その数が 1 を超える場合は、1 とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とします。従業員は、退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数の全部とします。

- (4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得します。

- (5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各割当対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結します。また、割当対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとします。

- (6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、取締役に対しては、当該承認の日において保有する本割当株式の数に、取締役の職務執行開始日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を 12 で除した数（その数が 1 を超える場合は、1 とする）を乗じた数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、従業員に対しては、当該承認の日において保有する本割当株式の数の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除します。また、組織再編効力発生日の前営業日をもって、

譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得します。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第106期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年6月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である1,209円を基準として算出しております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上